

このたびの震災により、市民の皆様には大変なご苦勞、ご不便をお掛けしております。皆様に安心して生活していただけるよう、復興・支援に全力を尽くしており、一日でも早く牛久市の元気を取り戻すため皆様のご協力をいただきたいと思います。なお、引き続き節電・節水に心掛けていただくようご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年4月15日 牛久市長 池辺 勝幸

公共・教育施設の稼働状況について

3月11日の地震の被害を受け、市の公共公益施設で閉館中や一部利用が制限されている施設があります。市民の皆様には大変ご迷惑をお掛けしておりますが、現在、復旧に向け全力を尽くしておりますので、復旧次第随時ホームページでお知らせいたします。

| 施設名 | (※1) | 現在の状況 | 補修復旧工事完了予定 |
|--------------------|------|--------------------------|--------------------|
| 牛久市役所本庁舎・分庁舎・第3分庁舎 | ○ | 開庁中 | 平成24年2月末 |
| 中央生涯学習センター文化ホール | | 文化ホールのみ閉館中 5/1(日)開館予定 | ホール内部4月末・ 外壁7月末 |
| 三日月橋生涯学習センター | ○ | 4/15(金)から開館 | 8月末 |
| 奥野生涯学習センター | ○ | 開館中 | 8月末 |
| 牛久運動公園体育館 | ○ | 体育館メインアリーナのみ閉鎖中 | 体育館内部7月末・ 外部9月末 |
| 牛久運動公園プール | | 閉鎖中 | 7月末 |
| 牛久運動広場弓道場 | | 閉館中 | 8月末 |
| 総合福祉センター・わくわく・創造の家 | ○ | 開館中 | 8月末 |
| ひたち野うしく駅自由通路 | ○ | 利用可能 | 8月末 |
| ひたち野リフレビル(プラザ) | ○ | 余震のため、エレベーター2基停止中 | 9月末 |
| ひたち野うしく郵便局 | | 開局準備中 | 5月末以降開局予定 |
| 第一幼稚園 | ○ | 開園中 | 9月末 |
| 第二幼稚園 | ○ | 開園中 | 7月末 |
| 牛久小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 岡田小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 奥野小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 10月末 |
| 牛久第二小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 10月末 |
| 中根小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 向台小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 神谷小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| ひたち野うしく小学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 8月末 |
| 牛久第一中学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 牛久第二中学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 牛久第三中学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 下根中学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 9月末 |
| 牛久南中学校(校舎・体育館) | ○ | 校舎・体育館利用可能 | 10月末 |

(※1)○印の施設は、補修復旧工事中でも利用可能です(工事中、一部利用が制限される場合があります)。また、現在東日本大震災の影響で建築資材が不足しており、工事完了が遅れる場合があります。

り災証明・雑損控除

【り災証明について】

市民の方で、今回の地震により家屋などに被害を受けた方へは、「り災証明書」が発行されます。「り災証明書」は共済・会社などから提出を求められたり、地震保険・学費免除手続きなどで必要となることがあります。「り災証明書」を必要とされる方は、災害対策本部でご申請ください。

▼問い合わせ／市災害対策本部 ☎873-2111(内線1591)

【雑損控除について】

災害により「生活に通常必要な資産」に被害を受け、損失額や復旧にかかった費用などが雑損控除に該当する場合は、所得税や住民税が軽減されることがあります。市役所では雑損控除に

該当するかどうかの判断ができませんので、詳しくは、竜ヶ崎税務署にお問い合わせ願います。

▼問い合わせ／竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

災害見舞金

牛久市では、今回の地震で被災された方々を対象に見舞金を支給します。見舞金については、牛久市区長会役員会において「今回の震災は市全体が被災地であること、また特に学校施設・体育館など子どもたちの施設復旧に重点を置き、優先してもらいたい」との一致した意見をいただきました。市はこの意見を尊重し、今回は全壊および半壊のみを見舞金の対象とすることにいたしました。

【牛久市災害見舞金】

| 支給条件 | 見舞金額 |
|------|------|
| 全壊 | 5万円 |
| 半壊 | 3万円 |

※他にも茨城県の災害見舞金(半壊・床上浸水)、国の被災者生活再建支援制度(全壊・大規模半壊)、日赤牛久市地区災害見舞金(全壊・半壊)もあります。

▼問い合わせ／市社会福祉課 ☎873-2111(内線1771)

農業・商工業への緊急融資制度

【農業者への資金貸し付け】

| 資金内容 | 資金名・貸付限度額 |
|--------------|--|
| 運転資金 | ①農林漁業セーフティネット資金…一般600万円 ②スーパーS資金…個人500万円、法人2,000万円 ③系統農業災害資金(東北地方太平洋沖地震)…500万円 |
| 施設整備資金 | ①農業近代化資金…個人1,800万円、法人2億円 ②スーパーL資金…個人1億5,000万円、法人5億円 ③認定農業者育成特別資金…500万円 |
| 原発事故に係るつなぎ資金 | ①系統農業災害資金(原発事故)…500万円 |

▼問い合わせ／市農業政策課 ☎873-2111(内線1522)

◆農協関係の資金については、JA 竜ヶ崎市各支店窓口でご相談ください。

| JA 竜ヶ崎市支店名 | 電話番号 | 対応時間 |
|------------|-----------|------------|
| 牛久支店 | ☎873-6611 | 月～金曜日 |
| 牛久東部支店 | ☎875-1111 | 9:00～17:00 |

◆(株)日本政策金融公庫では、3月11日から特別相談窓口を設置しています。

| 事業資金相談ダイヤル | 電話番号 | 対応時間 |
|---------------------------|---------------|------------------|
| 農林漁業や食品産業界向けの事業資金(農林水産事業) | ☎0120-154-505 | 平日9:00～19:00 |
| | ☎0120-926-478 | 土・日・祝日9:00～17:00 |

【中小企業への融資制度】

融資の手続きや取り扱い金融機関など、詳細は牛久市商工会へお問い合わせください。

| | | |
|----------|---|--|
| | ①市町村長等から東北地方太平洋沖地震に係る被災証明を受けたもの(国の災害関係保証の対象となるものに限る) | ②東北地方太平洋沖地震の影響により地震発生後1カ月当たりの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの |
| 融資限度額 | 設備資金、運転資金、設備・運転併用…各8,000万円 | 運転資金8,000万円 |
| 融資(措置)期間 | 設備資金…10年以内(措置3年以内) 運転資金…10年以内(措置2年以内) 設備・運転併用…10年以内(措置2年以内) | 運転資金10年以内(措置2年以内) |
| 融資利率 | 3年以内(1.2%)、3年超5年以内(1.3%)、5年超7年以内(1.4%)、7年超10年以内(1.5%) | 3年以内(1.2%)、3年超5年以内(1.3%)、5年超7年以内(1.4%)、7年超10年以内(1.5%) |
| 保証料 | 0.7% (県が全額補助) | 0.45%~1.9% (うち県が5割補助) |

▼問い合わせ/牛久市商工会 ☎872-2520

被災者生活再建支援制度

1. 対象となる世帯

今回の地震によって住宅に被害(全壊・大規模半壊)があった世帯

2. 支援金の支給額

①基礎支援金②加算支援金の2つの支援金の合計額

| 区分 | ①基礎支援金 | ②加算支援金 | 計①+② |
|-----------------------------|-------------------|-------------|---------|
| | 住宅の被害程度 | 住宅の再建方法 | |
| 複数世帯 〔世帯の 構成員が 複数〕 | 全壊世帯 100万円 | 建設・購入 200万円 | 300万円 |
| | | 補修 100万円 | 200万円 |
| | 大規模半壊世帯 50万円 | 賃借 50万円 | 150万円 |
| | | 建設・購入 200万円 | 250万円 |
| 単身世帯 〔世帯の 構成員が 単数〕 | 全壊世帯 75万円 | 補修 100万円 | 150万円 |
| | | 賃借 50万円 | 100万円 |
| | | 建設・購入 150万円 | 225万円 |
| | 大規模半壊世帯 37.5万円 | 補修 75万円 | 150万円 |
| | | 賃借 37.5万円 | 112.5万円 |
| | | 建設・購入 150万円 | 187.5万円 |
| | | 補修 75万円 | 112.5万円 |
| | | 賃借 37.5万円 | 75万円 |

3. 必要書類

被災証明書、住民票、預金通帳の写しなど

4. 申請先

申請書に必要書類を添えて市役所に申請してください。

5. 支援金の申請期間

基礎支援金…災害のあった日から13カ月の間

加算支援金…災害のあった日から37カ月の間

▼問い合わせ/市交通防災課 ☎873-2111(内線1681)

| |
|--|
| <p>大規模な地震の後に悪質商法が横行します。また公的機関を装い「家屋の耐震診断をします」というチラシ広告を配布して高額な契約をさせる、「行政から補助金が出る」と虚偽の勧誘を行う、などの事例もあり注意が必要です。修繕を検討される方は慌てずに『信頼できる業者かどうか所在、連絡先などを確認する』『見積もりをとり詳細は口約束ではなく書面で確認する』『工事費用の一括前払いは避ける』など慎重に契約をしましょう。</p> <p>▼問い合わせ/牛久市消費生活センター ☎830-8802</p> |
|--|

生活福祉資金貸付制度

1. 貸付金の種類、限度額および返済期限など

【緊急小口資金(特例貸付)】

| 貸付対象 | 貸付限度額 | 据置期間 | 返済期限 |
|--------------------------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 今回の震災により被災した世帯で、当座の生活費を必要とする世帯 | 原則として10万円以内(※特別な場合20万円以内) | 貸付した日から1年以内 | 据置期間経過後2年以内 |
| 貸付利率：無利子 | | | |

【福祉資金(住宅改修費・災害援護資金)】

| 貸付対象 | 貸付限度額 | 据置期間 | 返済期限 |
|---|---------------------|--------------|-------------|
| 住宅の補修などの経費や被災により臨時に必要な経費を必要とする低所得世帯・障害者世帯および高齢者世帯 | 【住宅改修費】 250万円以内 | 貸付した日から6か月以内 | 据置期間経過後7年以内 |
| | 【災害援護資金】 150万円以内 | | |
| 貸付利率：連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年1.5% | | | |

2. 申込方法・手続きについて

①貸付を希望される方は、牛久市社会福祉協議会までご相談ください。

②貸付にあたっては、実施主体の茨城県社会福祉協議会で貸付審査があります。

▼問い合わせ/(社)牛久市社会福祉協議会 ☎871-1295

宮城県亘理町支援状況

宮城県からの要請により、これまでに被災地の宮城県亘理郡亘理町へ職員計28人とボランティア計10人を災害派遣しました。米やカップ麺・缶詰など食料品や医薬品などの救援物資を被災地に運び、現地での救援物資仕分け活動に貢献しました。現在も活動を継続中です。

◆災害派遣隊派遣期間

第1次：4月1日(金)～5日(火)職員6人

第2次：4月4日(月)～8日(金)職員10人

第3次：4月7日(木)～10日(日)職員8人・ボランティア2人

第4次：4月10日(日)～13日(水)職員2人・ボランティア4人

第5次：4月13日(水)～16日(土)職員2人・ボランティア4人

木曜日開庁時間延長の開始延期

4月からの毎週木曜日(祝日などを除く)に市役所の開庁時間を午後5時15分から午後7時15分まで2時間延長を予定していましたが、全国的な節電などの諸事情により開始時期を延期させていただきます。ご了承ください。また、あらためて開始時期が決定しましたらお知らせします。

▼問い合わせ/市総務課 ☎873-2111(内線1011～1012)

最新の牛久市震災関連情報(市内の被害状況や県南水道の水道水の放射線量の測定結果、県内の放射線測定結果など)は牛久市ホームページ(<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/em2.htm>)からご覧になれます。